

特242

649

法學士 中村俊夫稿

裁判ノ危機



3

0016721-000

特242-649

裁判ノ危機

中村俊夫・稿

中村俊夫

昭和10

ACH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの



はしがき



此文は昨年末神戸文新日報の求めに應じて年末廿九日早急の間に書いたもので而も新聞記者を目的としたものであるから勿論専門的な考察など一切ぬきにしてゐるため内容が自然疏雑になつてしまつて何等纏つたものでない。

所が今般神自辯護士會が致して各種調停法廢止の烽火を擧げることになつたに際してまだ、何故に我々が調停法に反對してゐるかの眞の理由が一般の人に知られてゐないそれどころか調停法がどう運用されてゐるか、と云ふことが一般に知られてゐないため我々の運動はつきり、と誤解する向もあるので旁々一般に調停法及其運用についての現状を知らすため雜文を顧みず敢て印刷に附した次第である。

法律の改廢は容易なことではない。しかしむつかしいからやらぬでは徒衣徒食の譏は免れぬ。吾々は只一の捨石であつてすら満足である。此信念から司法權の獨立と擁護のため在野の一人として其孤壘を死守せんとするものである。

昭和十年六月

筆者しるす





# 裁判の危機

辯護士  
法學士

中村俊夫

## 一、前 篇

國家非常時の聲をきくことは久しい、内外共に多難であることは云ふを俟たないが我々法律家がその専門的立場からみると裁判もまた非常時であつて吾々は茲に一大警鐘を打鳴し一般人をしていかに裁判がその危機に遭遇してゐるかと思ふことを知らさなければならぬ義務を痛感するのである。

思出せば明治二十四年五月大津において當時來邦の國賓露國皇太子ニコラス殿下に對する一巡査の刃傷沙汰所謂大津事件においていかに日本の裁判が危機に瀕したか一般人の記憶より漸くこの事件が薄らがんとするとき第二の裁判の危機の迫つた今日、この第一の危機を回顧することは決して徒爾ではなからう。

護法の神兒島惟謙！いやしくも法律に關心をもつものにしてこの偉人の名を忘れる者はよもな

からう。吾々が東郷元帥に對する信頼と敬慕は殆ど他に比を見ない程濃厚であることは國民一般の誰しもが感ずる所であらう、それならば東郷さんのどこがそんなに國民の心を惹きつけたのであらう、人によつて見方はいろ／＼あらうがあの一見平凡なるが如くにして非凡なる點即ち平凡の非凡なる所がたまらなく吾々の心を惹くのではなからうか、人は云ふ東郷さんの偉大さはあの日本海々戦において果斷以て一擧にバルチック艦隊を撃滅したことであると、勿論あの大海戦における東郷さんの働きは以て國家を救ふに足る丈の偉大さはあつた、しかしあの場合の東郷さんの立場は日本國全體より滿幅の信頼と、支持とを得てゐたのであるから何等後顧の憂なくたゞ武人として全力を戦に傾倒した幸運があつたのである。

これに比して兒島惟謙の場合は全然これと相反した立場にあつた、時の内閣員は云ふまでもなく國民全般が日本國の窮境に對し極度にロシアの機嫌をとらんとし爲めに絶対に不羈獨立であるべき裁判に對しいかに直接間接壓迫を加へこれを牽制せんとしたか、その眞只中であつて非國民と罵られ國賊と蔑まれても嚴然として法を護つたのは實に彼兒島惟謙であつた、以下當時の事情を述べてみよう。

明治廿一年五月廿一日滋賀縣巡查津田三藏がロシア皇太子ニコラス殿下が人力車にて大津の町



中を御通過中突然帶劍を引抜いて其後頭部に二太刀程斬りつけたのである。

事はそれ丈であるが何分其當時のロシアの世界的地位は絶大なるものであつてロシアを以て世界一の強大國となしこれを畏怖し恐怖してゐたことは非常なものであつたのであるからその強大國の皇太子に對し當時の三等國位の地位にあつた我國の一巡査が傷害を與へたといふことはいかにそれが重大問題であつたか想像に難くないのである。

この兇變の報一たび天下に傳はるや國民は其驚駭措く所なく天下は震撼し、朝野舉措を失した。畏れ多くも明治天皇陛下は翌日東京御發輦ロシア皇太子を京都に御訪問の上同車にて神戸に幸し更に皇太子の乗艦に臨御あらせられたる如きいかに宸襟を惱まし奉つたか恐察するだに恐れ多いことであつた。

もうかうなつては朝野の狼狽其極に達し内閣は遺露大使として某親王を煩はし奉らんとし直ちに沖滋賀縣知事を免じ新聞雜誌に對する緊急勅令を發する等海内囂々としてロシアの艦隊がいまにも東京灣に殺到することを恐れたかの如き觀を呈したのであるが當時の日本としてまた止むを得なかつたであらう。次いで問題となつたのは加害者津田の處分である、以上の如く上御一人に對し奉りいかに聖慮を煩はし奉つたかを思へば時の當路者は殆ど全部津田を極刑に處し以てロシ

アに對する第一の謝辭とし又青木外務大臣の如きは津田を死刑に處すべきことを殆ど豫約的にロシアに提言した程である、吾々も常識で考へれば此等の意見はむしろ當然である、國家あつての法律である以上若し津田に對して緩慢な裁判をなさんか直ちにロシアの巨彈が東京に飛ばんとも限らない情勢であつたのである、しからば當時の舊刑法はいかに規定してゐたか。

百十六條 天皇三后皇太子ニ對シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス  
二百九十二條 豫メ謀テ人ヲ殺シタルモノハ謀殺ノ罪トシテ死刑ニ處ス

津田の犯罪に對し右の内どちらを適用すべきであるか、前條が適用されるとせば問題は無い若し後條を適用するとせば津田の行爲は謀殺未遂であるから死刑にするわけにはゆかない、しかし當時の大官連中は法律の解釋がどうであらうとも津田を死刑にせなければ日本國家が危い、是が非でも百十六條を適用しなければならぬと主張したのである、於茲大審院長兒島惟謙が非常な苦境に陥つたのである。兒島と雖も國家が危機に瀕せることは知りぬいてゐる、何とかして津田を死刑に處して國論に報いたたいのはやま／＼であるが悲しいことには津田を百十六條にて處斷する根據をもたなう。

しかし兒島はなほ自己の見解の正當さを信じ乍らも慎重に慎重を重ねて試みに大審院の各部長



其他重なる判事に百十六條の「天皇三后皇太子」の字句には外國のそれを包含するや否やを聞いた所異口同音に一人の異説なく即ち「我刑法は自國の治安を維持せんがため特に百十六條に天皇云々といつたのであつて決して外國の君主を包含したものでない假令被害者がロシアの皇太子であらうと通常法律によるを至當とする」との意見に一致した。

於茲内閣は惟謙は到底動かし難いからと云ふので遂に魔手は審理に當るべき裁判官にのび爲に中定勝外六名の大審院判事は決定を以て本件は大審院の特別裁判に附すべきものなりと定めて仕舞つた、惟謙は之を見てあゝ遂に大審院の判事等も國法を蹂躪せんとするかと慨歎した、愈々大津において特別裁判がひらかれることになつた、しかも係判事等が特別裁判に附すべきものとする以上判決の結果はおして知るべきのみ、しかもなほ形勢を非とすべき大事がおこつた、それは明治天皇陛下より拜調を仰せつかつた大審院長及七判事に對し「今般露國皇太子ニ關スル事件ハ國家ノ大事ナリ注意シテ速カニ處分スヘシ」との勅語を賜はつたことである、九重のこと我々の測るべからざるの所であるがこの勅語は其趣旨は勿論大臣等より奏請したことであらうが陛下は「注意シテ」と仰せられた、惟謙は苦惱した、この「注意して」の勅語をいかに拜承すべきであるか、がしかし惟謙は遂にこの勅語を拜して法官死を以て法を守るべきと覺悟した、注意しての

御言葉は法をおろそかに取扱つてはならぬと拜承した。かくして惟謙の必死の護法の精神は遂に權門にも威武にも屈することなく他の判事にも其誠心が傳はつた、五月二十七日、公判日においては惟謙をはじめ他の判事等の心には些かの曇もなかつた、午後四時いよいよ堤裁判長によつて嚴かに判決の言渡しがあつた曰く

「被告三藏ヲ無期徒刑ニ處ス」と適條は單純なる謀殺未遂として爲されたのである。この瞬間傍聽席に帝國萬歳、日本萬歳の祝聲が充滿ちたと云ふことである。(大正十年五月一日日本及日本人参照)

以上は明治二十四年に起つた大事件であつて然も我國の裁判が一大危機に遭遇したのであつたが、幸ひ護法の神兒島惟謙と云ふ大裁判官が居てくれたので危くその危機を脱し其後は遂に今日まで一度も司法權の獨立を害されたことなく又裁判の危機を呼ぶときはなかつたのである。

昔支那の後漢に董宣云ふ人があつて洛陽に役人をしてゐたとき湖陽公主(内親王)の召使ひが白晝人を殺して公主の館に匿れて逮捕を免れた、偶々公主が右の召使ひを伴うて外出されたのに會つたので宣は公主の馬を駐め大言公主の過失を責めその召使ひを馬より曳下し遂にこれを殺した、公主は大いに怒つて光武帝に訴へたので帝は宣を召してこれを殺さんとした、よつて宣は



公主の愛奴のために天下の大法を枉ぐるの非を論じ自殺せんとした、帝大いに悔いこれを赦し「強項令出でよ」と云ひ却て錢三十萬を賜うてこれを賞したと云ふ、事の大小はあつてもその信念において毅然として法を護る點は相似たるものがあると云はねばならない。

## 二、後 篇

吾々は前篇において過去の歴史を繙きいかにして過去に訪れた裁判の危機が救はれたかを回顧した、この回顧の長い夢から醒めて現代の法制を觀じ法の運用を檢するとき、果して裁判の危機が存してゐないものであらうか、現今我々日本人は官吏に對し政黨人に對し凡て不信の態度を示さざるを得ない様な状態となつてゐる、今般の大藏省の事件の如き全くその好適例と云はねばならない、しかしそれでも吾々は尙我國においては只司法官丈は未だに信頼するに足りるものと確信してゐる、又信頼して間違はないのである、それ程我國の司法官には護法精神が叩きこまれてゐる、嚴正公平些かの私心の存在を許さないとの信念が満ち満ちてゐる。

人間は誰しもさうであらうがことに裁判官においては信念が絶対要件である、信念なくして裁判はなし得ず又信念に基く裁判は人をして悦服せしむるものである。

未だ一般の記憶に新たであらうが所謂三・一五事件佐野學以下共產黨の巨頭連の裁判に當り時

の裁判長宮城實氏は幾多の反對壓迫脅迫ありしにも拘らず自己の確乎たる信念に基いて裁判を公開した、結果からいへば何でもないのであるがこの事件を公開するまでに至る宮城氏の配心と考慮とは想像以上のものがあつたと推察する、しかも公開中五度立會檢事より公開禁止の請求があつたにも拘らず之を斥け堂々と裁判を續けたるが如き甲論乙駁の是非はあつても其信念に基き初志を貫徹する所に吾々の滿腔の賛辭を呈するものがあるのである。しかるに吾々は今や眼前に再びこの裁判官の信念を根こそぎ蹂躪してしかも許されてゐる事實が存在するにおいて再び裁判の危機を叫ばざるを得ないものがあるのである。世はあげて國際的非常時の言葉に眩惑されて國內特に司法部における裁判の危機を看過せんとする傾きあるにつき敢て茲に聲を大にして第二の裁判の危機を絶叫せんとするものである。

前篇において述べた所は人が法を過らんとしたのであるから惟謙の如きその人を得れば案外容易にその危機は除去されるであらうけれども若し法が法を過らんとすることありとせんか夫は容易ならんことと言はねばならぬ。惡法も亦法なりと云ふ言葉がある、しかし惡法も法なりだから仕方がないでは今の世の中はすまされない、法が惡法である以上あくまでこれを改めることに努力せなければ國は進歩しない、陪審法はなぜ活用されないか、當時議會では故花井卓藏博士と若槻禮



次郎氏とが火花を散らしての一大論戦が展開されたのであるが今から考へると若槻氏の方に軍扇  
があがりさうだ、我國は三權分立の立憲國だ、既に行政にも立法にも(普選)一般人民が直接參與し  
うる權が與へられる以上司法にも同じく國民が直接參與しうる權利を與へねばならないとの理想  
論が陪審法として現はれた、陪審法が議會を通過したとき理想論者は國民に對し聲を大にしてこ  
の特權を吹聴した、しからは果して陪審法は活用されたか、否々昭和三年十月一日施行されて今日  
まで六ヶ年以上を経過してゐるが陪審事件は全體の刑事事件數よりすれば曉天の星よりも少ない  
數にしか達してゐない、この原因は種々あらうけれども國民一般が専門家たる判事の裁判に對し  
絶大の信頼をおいてゐるのがその重大な原因の一つとなつてゐるのである。素人が裁判に参加し  
て裁判官の裁判に意見を述べることに對する一般人の不信頼が明確に表示されてゐるのである。  
憲法には炳乎としてその二十條に「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハ  
ルルコトナシ」と規定されてゐるのであるから吾々はいつでも専門家たる裁判官の裁判をうけう  
る大いなる權利を有してゐるのである、しかるに現今この大なる國民の權利が結果において奪は  
れてしまつてゐる様な事實が嚴存してゐるのである、それは何か即ち各種調停法の存在之である。  
讀者は時々新聞に大きな見出で以て甚だしい長期のそれも時によれば二百年もかゝつて分割辨

濟する調停が成立したことの報道を知り又何千圓也の債權が毎月二圓又は三圓の月賦辨濟で片づ  
いたるが如き報道を知り或る者は名調停と思ひ或る者は丸でお伽噺を聞く様だとその結果を嘲笑  
する者あることを知つてゐるだらう、果して一般の人々は調停法とはどんなものかそして現在そ  
れがいかに運用されてゐる、その真相を果して幾人知つてゐるだらうか、今之が真相を讀者に知  
らしめて以て協力之が惡法の除去に邁進せんと期するものである。

仲裁は時の氏神なりと云ふ言葉がある、吾々はこの諺の中に無限の人情味を感知する、喧嘩は  
かりが能でない、三人が一兩宛損をしても圓滿和睦は美しい、すつと以前に勸解と云ふ制度があ  
つて訴訟を提起するには必ず勸解を経由しなければならぬ、換言せば訟訴する前に必ず一度は  
裁判官の和解の勸告を受けねばならなかつた、昔のことだから随分ひどい勸解もあつたやうだが  
随分有益な効果のあつたものである、従つて吾々も事件を速かに解決し當事者共に互  
譲の精神を發揮して双方満足して引下るならば之程目出たいことはないのである、果して然らば  
各種調停法は當事者双方の心からなる満足によつてどしどし片づいて行つてゐるであらうか若し  
讀者にして之を確信するものがあればそれはいかに認識不足であるかと申上げねばならない。先  
般もある大阪の大新聞に「わが國創始の民衆裁判を海外でも眞似る—調停法の凄い躍進」と四段



抜で特筆大書されてあつた、曰く「民事事件がうんと減少し、反對に調停の申立が激増してゐるからいかに調停裁判が世人に珍重され出したかが立證される、その内九十五パーセントまでが圓滿な調停成立をみせてゐる、これは調停費用が極めて僅少なのと辯護士に依頼する世話もなく短かくて一週間うんと長くても三ヶ月を出でぬ短時日のうちにあらゆる金銭上の紛争事件が双方得心の上簡単に解決すると云ふせつかちな近代人の氣持にひびつたり合致したものである云々」(圓點筆者)と云つて鉦や太鼓で裁判所の提灯をもつてゐるのであるが事情を知つてゐる吾々から云へば笑止千萬なこと、偽造の統計とは露知らず九十五パーセントまで調停成立してゐるのだから「圓滿な調停成立をみせ」「双方得心の上簡単に解決する」云々と結論してゐるが少々頭の悪さがあるかがはれる、九十五パーセントの調停成立が何故直ちに「圓滿調停となり双方得心の上の簡単に解決」となるのであらうか。若しも調停成立せしむることに無理があつたとしたらこんな甘たるい結論は棄にたくとも出て來ないはずだ、否調停成立には全部とは勿論言はないが多分に無理があり押しつけがましい調停があればこそ、せつかちな近代人はうるささの餘りいやいや調停に應じてゐるのが事の真相である、それでは大體調停法とはどんな法律かそしてどうして調停がされるのか、以下解りよい様にお話ししよう。

各種調停法によると調停主任(専門の裁判官)と調停委員(一般の所謂素人より數を限つて毎年裁判所が豫め選定しておくのである)とがあつてそれ等の機關が調停をなすことになつてゐる。そして大體は調停は強制出來ないことになつてゐる(但金銭債務臨時調停法は調停の成立しないときは裁判所が當事者双方の種々の事情を斟酌して裁判を爲しうることになつてゐる)しかもこの調停法にも「當事者義務ノ回避其他不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申出ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其申立ヲ却下スルコトヲ得」と云ふ意味の取締規定が明定されてをりことに債務調停には、「負債ノ整理ニ依リ誠實ナル債務者ヲ更生セシムル爲メ債權者債務者ノ互讓ヲ必要トスル」場合にのみ調停されるのである。

以上表面上からみれば誠に結構な法律で調停委員には法律家ではないが特別の知識経験ある人々が選ばれ調停主任を輔佐して調停をなし且つ其申立が義務の回避其他不當の申立(例へば裁判を引延ばすためとか徒らに債務を免れんとする目的のため等)をする者は却下されることにもなつてをりことに債務の整理により誠實なる債務者を更正せしむる場合にのみ適用されるとすればこんな立派な——大岡裁判は人が裁いて名裁判と謳はれたが調停法はそれ自身が大岡越前守みたくいにもみえさうだ——法律はあるまいと一般は考へるのも無理はなからう、しかし物事はすべてみ



るときくとは大ちがひだ、前述した如く九十五パーセントまで調停成立したと云つて提灯をもつた大新聞もあるが吾々が之を偽造の統計だと云つたのは統計の数字に偽造があるとは毛頭云ふのではない、九十五パーセントは真正銘の数字だが之が自然に生れた数字でないから敢て偽造だと云ふのである、そんならばどうしてこんな高率な数字が現れたか、いでや之がからくりを御覽に入れ申さう。

先づ調停の申立がなされたとする、讀者諸君は右申立につき一つ一つそれが義務の回避のための申立であるか其他の不當の申立であるかを裁判所が調べると思はれるか、事實は絶対に調べない又調べられない、申立人がまさかそんな事を申立書にかくわけはない、むしろ自分に都合のよいことを書き並べる、従つて裁判所も無條件に之を受付ける、受付けたが最後前述の取締規定などは吹き飛ばされて仕舞つてまあ絶対と云つて云ひ位却下されない、しかも受理されればその受理證明を貰へば競賣はいつでも止められる、競賣を停めて仕舞へばしめたものだ、いよいよ調停が始まれば別に申立事實をいちいち證據立てる必要もないから都合の良いことをならべて調停委員に哀願する。

そこで最も重大な問題は調停の方法である、どうするか、一般の人々は専門家たる調停官が左右に調停委員を従へて宛も法廷と同じ様に和解をしてくれると思へば大間違ひである、恐らく大部分の當事者は調停成立して調停調書といふものを作るときまで調停主任といふ裁判官の顔を見ないことは多からう。

法律も知らない素人の調停委員が理窟ぬきで——理窟が出れば委員には法律がわからぬから困るので理窟はぬきだ、理窟をぬけばあとは只債権者の方に出来る丈譲歩させればそれで目的は達せられる、従つて調停委員が理窟ぬきに債権者に迫つてくるその勢ひは實に猛烈を極めたものだ、若し債権者の方で出頭しなければ出頭するまで呼出す、然も呼出状には不出頭に對しては五十圓以下の過料に處すと脅かしてある。

むかしの勸解の實例にこんなのがあつた「金三圓の貸金催促事件で債務者は半額に負けてくれねば拂はぬといふ債権者は一圓負けて二圓なれば承知するといひ五十錢の差で和解が出来ない判事は債権者に對しモ一五十錢負けてやれ負からんか其方は先日二回無届缺席したな罰金五十錢をとるぞ宜しいかと云ふ債権者は直ちに半額で承知した」(法曹紙屑籠)之は明治初年の勸解のほんまらしいエピソードであるが昭和の今日之と同様の事が實際行はれてゐるのだから不思議だ。従つて債権者の方では全くうるさいのと何度も呼び出されるので時間の浪費とでうんざりする



ことに近代人はせつちかちだ、根氣まけして調停に應じて仕舞ふ——之を表面からみると「双方得心の上簡単に解決すると云ふせつちかちな近代人の氣持にびつたり合致したるによる」のださうだから笑はせる、以下の實例を讀めば一目して理解し得よう。

(一) 同情深い債權者Aの話

「債權者乙が今必要に迫られてAに對し何度も頭を下げこの金がなければ一家心中より外に途がない神の助けと同じだから、どうか金を貸して呉れ」と哀願せられ金を貸した、返済期には恩金故如何なる事情あつても屹度御迷惑を掛けぬと誓うた。

Aはこれを信用し乙の言ふことを當にして返済を待つたが返済されぬ、單にこれ丈けの事ならばいざ知らず聽て裁判所より呼出狀が來た、金を貸したのが悪いやうな文面の申立書を添附されてゐる、出頭せぬと刑罰にでも處せられるではあるまいかと思ふ氣持で罪人の行く裁判所の門を潜らねばならぬ私は醫者と裁判所は大嫌ひな所だもう今後は金輪際金などを貸すものでない、假令他人が如何に苦衷を訴へて來ても亦まさまじ他人が困窮してゐるのを目前に見せ附けられても金を貸すと裁判所に呼ばれねばならぬ、而して債權者の申立書には債權者の悪いこと否全く假裝的な虚偽な悪事を數々あげられてあつてこれを見ると厭で厭で耐らない、調停に出頭すると裁判

官が調停委員が負けろ引けの一點張りで債權者に非常に同情してゐる、負けねば何時までも返されぬ裁判所などと云ふ所は悪人を擁護し善人を何とも思つて居らぬと見える、いやはや人間生れたが最後金などは金輪際貸すものではありません」と

(二) 反對に惡高利貸で債權者窘めを渡世とする債權者Bの話

「債務調停などは屁の河童だ、債權者が裁判所に出たら一喝して斷然之を拒むに限る、詰り押の一手だ、裁判所が調停員が色々な事を云うて負けろ引けろで恰も夜店の素見客の様に値段を小切るが一向に之に頓着せない、若し五月蠅く云ふ時には、斷然之を拒絶し負けられぬと云つたら負けられぬ僕は貴官や調停員諸君の様な駈引をするそんなやくざ男ではないと空嘯くと之の氣勢に驚いてか今度は反對に債權者に對し相手が之の様では見込がないから取下げろで事が済む、僕は一度も調停などに應じた事がない、一體調停などと云ふ事は裁判官のやる仕事かい、僕は悪ブローカーが何かが兩方に良い事を云うて鞘を縁ぐ喰ひ詰めるのやる仕事だと思ふ、世間知らずの裁判官のやる仕事ではないと思ふ、調停がそんなに良い法律ならば民法、商法又は民事訴訟法も全部廢棄して下へ」

(三) 或る田舎の物知りらしい、債權者で温厚其の者の様な債權者Cの話



「調停と云ふ事は得て六ヶ敷い事だ、中々纏り難い事だ纏れば何れかが損をする事だ、之を裁判所で威壓的に行はれても善良なる債権者は耐つたものではない、又金を借りた者が調停に掛ければ月賦、年賦にして貰ふ事は間違ひない、場合によつては出世拂の様な有利な条件にもなり得ると云ふ事だ。

だが一面金を貸した者は貸したが最後返済は當にされぬ、纏めて貸したものを月賦や年賦で無利息同様に直され場合によると元金まで端折られては何にもならぬ、一層金を貸さぬがまだ、國家は金を貸した者には不利益なる罰を科し借りた者には有利なる賞を呉れる様なものだ、この頃無産だ共産だといふことを新聞で喧しいが金を貸した者は有産で、借りた者は無産だといふのは真相を把握せぬ形式一點張りで馬鹿々々しい話だ金を借りた者より上位の生活をし裕福な渡世をしてゐるのが澤山ある、常に大島の對とまでは行かずとも銘仙の對位は着て巻煙草等を輪に吹いて歩く債務者が調停で裁判所に行くところポロ衣裳を着て、どうらんを下げ如何にも困り抜いた様な面をして行くなどは噴飯の至りだ、これに乗せられる人々は馬鹿な骨折といはねばならぬ、世の中とはかうしたものか盲千人、目明千人といはねばならぬ」といつた。

(四) 性の異なる債権者の一人Dの話

同一事件を何度も調停に掛けて鼻高々として「調停と云ふものは馬鹿に乃公に工合が良く出来て御座るものだ、茲に八百圓の金を借りて返済期には無論返さない、仍て調停申立を代書人に書いて貰ふて相手方の悪い事を記載して裁判所に提出すると、判事殿は債権者に向ひ月賦にしろ、年賦にしろ利息は負けてやれ或は年五分とせよと主張する、而して調停に掛けた以上は債務者は確實に支拂ふぞと口添へをして呉れる、仍て先づ年一割五分の利息を五分に引下げ且つ之を五年の年賦にして一旦は調停成立したが乃公はその条件を無論最初から一度も履行しないそこで調停書正本で債権者は差押をやつて来るから又候僕は調停に出して困つた話をする、今度は差押物の見積額を支拂はせられる(勿論夫れは債権額の十分の一以内位)残金は又々調停によつて前よりも永く金額を低くした年賦にしても之をも履行しない、今度は債権者が餘り癪に觸つたか莫大な保證金を積んで破産宣告の申立をすると又候調停申立を出す、破産は當然進行しない、加之何とか条件を付けて調停成立すれば示談事済となる亦之をも履行しないと云ふ風に先づ斯んなことをして居ると債権者も呆れてしびれを切らして了ふ。

之れでも國家は調停法を最良法律と心得て盛に宣傳擴張してゐる、先づ當分は債務者の當り年でせう」と云うた。(法律新聞参照)



しかし中には強硬な債権者が居ても應じない場合はどうするか、裁判所はあつさり調停を打切ると思へば間違ひでこんどは申立人に申立の取下を迫る、そして無理矢理に取下をさせる、取下があれば申立ははじめからなかつたことになる、さてこそ九十五パーセントの統計が現れて来る、調停成立九十五パーセントのからくりかくの如し、敢て偽造の統計なりと云ふも過言にあらざるべしだ。

次に先程理窟ぬきと云つたが理窟がぬきになれば何が残ると思はれるか、昔の諺に無理が通れば道理がひつこむと云ふことがある、道理が引つこめばそこに無理が横行濶歩するのは當然だ「九十五パーセントまでは圓滿な調停成立をみせてゐる、これは調停費用が極めて僅少なものと辯護士に依頼する世話もなし短かくて一週間うんと長くても三ヶ月を出でぬ短時日のうちに凡ゆる金銭上の紛争が圓滿解決」すると云つて調停法を謳歌するがむつかしい法律關係から理窟をぬいて長日月を要する必要がどこにある。道理をひつこめてこそ無理矢理に押へつけての調停だ、長くかかられてたまるものか、理窟ぬきなら判事も辯護士も要らぬのは當然だ、さてこそ調停では調停が出来るまで調停主任の顔のみたくとも見られぬ道理がわかつたはずだ。

最後に吾々は調停委員によつて爲される理窟ぬきの調停裁判を裁判の精神より排撃せねばなら

ぬと思量する。前述の如く憲法にも保障されてある如く吾々は裁判官の裁判を受ける権利を保障されてゐる、成程調停法には調停主任と云ふ裁判官があつて之によつて形式上調停がなされたことになつてゐるのであるが事實は上述の如しだ。

しかも最も怪しからんのは調停委員の口から裁判所における調停室において當事者に對して曰く「君等よく考へ給へ裁判をすれば費用もかふり長くもなり結局長い月日に莫大な費用を使ふことになるのだから損だ、早く調停に應じたまへ」と之が裁判官の口から相當審理を経て事件の内容を知悉した上での事ならば我慢もし又會得も行かうが證據によつて事實の真相を知り得たでもない素人の調停委員から裁判所内において白晝公然と裁判そのものを非難されてよくも他の裁判官等が平氣でゐられるなど吾々は不思議に思つてゐる。

大審院は我國の最高法衙であり又最高の裁判のなされる所であることは言をまたない、しかも地方裁判所より控訴院を経て大審院へ行くまでいかに多くの裁判官が智囊を絞つて嚴正公正に裁判して來た事か、爲めに大審院の判例はいかに最高の裁判としての權威と精理とを保持してゐることか、若い判事の最高の理想は司法大臣となることよりむしろ大審院において名判決を出すことを希求してゐるに違ひない、三宅正太郎氏も其法官余談に「半途一時司法行政官になつたけれ



ども純然たる司法官であるときの方が遙に悔いなき境涯だと感じた」と云つてゐる。吾々もまたかかる判事に對して深厚の敬意を常にはらつてゐるのである。

その最高の裁判を千年の説教屁一發にして仕舞ふのが調停だ、理論ぬきだ、いかに大審院の判官諸公が智腦を絞つて發表した理論も素人の調停委員の前には一顧の價値すらない、僕の友人は調停委員を稱して裁判官の三百だと云つたがそれ程でもなくとも法術の蔭に咲く闇の花とでも云へよう奇怪な存在である、吾々は裁判官によらざる裁判を絶対に排撃する、之は事實において憲法違反であるからである、又民事訴訟法には立派に和解制度が明定されてゐる以上何を苦しんで理窟ぬきの素人の調停の必要があらう。

九十五パーセントの偽造の統計で素人はだませても玄人をだますわけにはゆかぬのだ。若し司法省等が喜んでゐる様に素人がやる調停がそれ程合理的で近代的ならば司法省は今度莊嚴なる大審院建設を計畫するなど矛盾もまた甚だしいと云はねばならぬ、調停委員などから云はすれば大審院など無用の長物だ控訴院も同様だと云ふことになる。

吾々はもつと裁判官を信頼したい陪審法が死法とならんとしてゐる様に裁判官がその信念に基いて爲されたる裁判には絶対に服従したい、今や吾々は調停法と云ふ一大惡法によつて裁判官の

信念が無價値とされ法律によらざる裁判がどしどしなされて九十五パーセントの成績を擧げてゐる。もうさうなれば某大新聞のいふ様に民事訴訟法もノックアウトして仕舞へ、そして十四、五世紀頃の倫敦市の様に刑法もなければ刑事訴訟法もない、ただ首枷一つで裁停をした様に調停委員だけで裁判し裁判官はたゞ「よく出来ました結構です」と委員に感謝し署名捺印だけすればよいではないか、それにしてはそんな役目だけに今の様なむつかしい高等試験を受けて人格の陶冶と裁判官としての確乎たる信念との養成に精進してゐる良質の裁判官はもつたいなくて仕方がない。

聞く所によればこの頃調停反對の聲が専門家から餘り喧しく起つてゐるので神戸の裁判所でも辯護士を調停委員に推薦してゐるとか、又之を受諾した辯護士も二、三もあるとか、僕の友人でその推薦を拒絶して來た者の言葉そのまゝを書いておかう「調停法の精神は當事者主義で代理人は特に裁判所の許可を得なければならぬ」とされてゐる、その精神は専門家を排して所謂理論はさておいてと云ふ所に出發點があるはずだ、それにその法を運用するに對し専門家の調停委員を作るのは法の精神に反する、次に調停委員となつた辯護士も委員としては矢張まとめたいだらうから裁判すれば長くなり費用もかかり辯護士にも報酬をとられ——まさか之れ丈は云へまいが——結局損をするからとでもいはねばならない、辯護士がそんな裁判をノックアウトする様な言



葉が云へるわけでもない、いづれにしても辯護士を調停委員に推薦する裁判所も委員になる辯護士も何を考へてゐるのかさつぱりわからぬ 呵呵」

再言する調停法は悪法である、裁判は正に危機に瀕してゐる、憲法の一條は蹂躪されつゝあるのだ、しかしそれは人が蹂躪してゐるのではない、法が法をふみにじつてゐるのだ、斷乎之が撤廢を期するは國民の當然の義務と思量し敢て茲に一文を草する次第である。

昭和十年六月十五日印刷  
昭和十年六月二十日發行  
（非賣品）  
神戸市神戸區下山手通五丁目五十五番屋敷  
著者兼 發行人 中 村 俊 夫  
神戸市神戸區花隈町三百二十二番屋敷  
印刷人 松 井 梅 藏  
神戸市神戸區花隈町三百二十二番屋敷  
印刷所 松 井 印 刷 所



